

公益財団法人全日本ボウリング協会
加盟団体規程の改定について

変更理由：スポーツ団体ガバナンスコードに基づき、加盟団体においてもコンプライアンス、ガバナンスの強化・充実を図り、公正性・公平性・透明性を確保するために、目的に「協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」について記載するとともに、加盟団体の使命、遵守すべき事項について追記することとした。また、第4章義務（報告及び届出の義務）について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会の規程に沿って報告期限等を変更することとした。

改 定	現 行
<p>公益財団法人全日本ボウリング協会 加盟団体規程</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、定款第42条の規定に基づいて加盟団体に関する事項を定め、「公益財団法人全日本ボウリング協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより適正、公正な運営を図ることを目的として、この規程を制定する。</p> <p>(加盟団体) 第2条 加盟団体とは、定款第42条に規定する団体とする。</p> <p>(加盟団体の使命) 第3条 加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。</p> <p>(1) ボウリングを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、ボウリングの健全な普及・発展を図ること。</p> <p>(2) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、コンプライアンスとガバナンスの強化・充実を図ること。</p> <p>(地域区分) 第4条 加盟団体の地域区分は、次のとおりとする。</p> <p>北海道地区：北海道 東北地区：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 関東地区：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 北信越地区：新潟、長野、富山、石川、福井 東海地区：静岡、愛知、三重、岐阜</p>	<p>公益財団法人全日本ボウリング協会 加盟団体規程</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、定款第42条の規定に基づいて加盟団体に関する事項を定め、適正、公正な運営を図ることを目的として、この規程を制定する。</p> <p>(加盟団体) 第2条 加盟団体とは、定款第42条に規定する団体とする。</p> <p>(地域区分) 第3条 加盟団体の地域区分は、次のとおりとする。</p> <p>北海道地区：北海道 東北地区：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 関東地区：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 北信越地区：新潟、長野、富山、石川、福井 東海地区：静岡、愛知、三重、岐阜</p>

<p>近畿地区：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 中国地区：鳥取、島根、岡山、広島、山口 四国地区：香川、徳島、愛媛、高知 九州地区：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (東日本・西日本区分)</p> <p>第5条 地域区分を東日本・西日本に分けた場合は、次のとおりとする。 東日本：北海道、東北、関東、北信越、東海 西日本：近畿、中国、四国、九州</p> <p style="text-align: center;">第2章 組 織</p> <p>(加盟団体の組織)</p> <p>第6条 加盟団体は、都道府県ボウリング競技者の総合的統括団体として、適正なる組織を有しなければならない。 2 全国的に組織されたボウリング競技に関わる団体は、適正なる組織を有しなければならない。 3 加盟団体は、団体名及び役職名に当該の都道府県名を冠としなければならない。また、全国的に組織されたボウリング競技に関わる加盟団体は、団体名及び役職名に全日本を冠としなければならない。</p> <p>(地区連合)</p> <p>第7条 加盟団体は、定款第3条目的及び第4条事業を達成するため、本規程第4条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。 2 地区連合会を結成する場合には、連合規約、連合役員名簿を本協会会長に提出し、承認を得るものとする。規約、役員等に変更がある場合も同様とする。</p> <p>(加盟団体代表者会議及びその他会議)</p> <p>第8条 本協会会長は、必要に応じ、次の会議を開催することができる。 (1) 会長は必要と認めた場合、加盟団体代表者会議を招集し開催する。 (2) 会長は必要と認めた場合、事務責任者連絡会議を招集し開催する。 2 本協会業務執行理事及び各委員会委員長から会長に対して、会議に付議する事項を明示して、加盟団体代表者会議又は事務責任者連絡会議等の申請があった場合には、会長は速やかに会議の招集をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 権 限</p> <p>(評議員候補者の推薦)</p> <p>第9条 加盟団体は、評議員及び役員選任規則に基づ</p>	<p>近畿地区：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 中国地区：鳥取、島根、岡山、広島、山口 四国地区：香川、徳島、愛媛、高知 九州地区：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (東日本・西日本区分)</p> <p>第4条 地域区分を東日本・西日本に分けた場合は、次のとおりとする。 東日本：北海道、東北、関東、北信越、東海 西日本：近畿、中国、四国、九州</p> <p style="text-align: center;">第2章 組 織</p> <p>(加盟団体の組織)</p> <p>第5条 加盟団体は、都道府県ボウリング競技者の総合的統括団体として、適正なる組織を有しなければならない。 2 全国的に組織されたボウリング競技に関わる団体は、適正なる組織を有しなければならない。 3 加盟団体は、団体名及び役職名に当該の都道府県名を冠としなければならない。また、全国的に組織されたボウリング競技に関わる加盟団体は、団体名及び役職名に全日本を冠としなければならない。</p> <p>(地区連合)</p> <p>第6条 加盟団体は、定款第3条目的及び第4条事業を達成するため、本規程第3条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。 2 地区連合会を結成する場合には、連合規約、連合役員名簿を本協会会長に提出し、承認を得るものとする。規約、役員等に変更がある場合も同様とする。</p> <p>(加盟団体代表者会議及びその他会議)</p> <p>第7条 本協会会長は、必要に応じ、次の会議を開催することができる。 (1) 会長は必要と認めた場合、加盟団体代表者会議を招集し開催する。 (2) 会長は必要と認めた場合、事務責任者連絡会議を招集し開催する。 2 本協会業務執行理事及び各委員会委員長から会長に対して、会議に付議する事項を明示して、加盟団体代表者会議又は事務責任者連絡会議等の申請があった場合には、会長は速やかに会議の招集をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 権 限</p> <p>(評議員候補者の推薦)</p> <p>第8条 加盟団体は、評議員及び役員選任規則に基づ</p>
---	---

き、評議員選定委員会に評議員候補者を推薦することができる。

(理事候補者の推薦)

第10条 加盟団体は、評議員及び役員選任規則に基づき、評議員会に理事候補者を推薦することができる。

第4章 義 務

(遵守すべき事項)

第11条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすように努めなければならない。

- 2 加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
- 3 加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
- 4 加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性ある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出の義務)

第12条 加盟団体は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、次の書類を付して事業の状況を本協会に報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 役員名簿

2 加盟団体は、選任評議員並びに選任理事、加盟団体規約の変更及びその他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を本協会に届出て承認を受けなければならない。

(加盟団体負担金並びに会員登録負担金)

第13条 加盟団体負担金及び会員登録負担金は、毎年4月末日までに、必要書類を添付し本協会に納入しなければならない。

2 加盟団体負担金及び会員登録負担金は、理事会において定める加盟団体会員登録規程によるものとする。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第14条 新たに加盟団体になろうとする団体は、その代表者から以下の書類を添付して、本協会会長に申請し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書（主たる事務所の所在地及び連絡先を明記する。）
- (2) 加盟団体規約又は定款

き、評議員選定委員会に評議員候補者を推薦することができる。

(理事候補者の推薦)

第9条 加盟団体は、評議員及び役員選任規則に基づき、評議員会に理事候補者を推薦することができる。

第4章 義 務

第11条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすように努めなければならない。

- 2 加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
- 3 加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
- 4 加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性ある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出の義務)

第10条 加盟団体は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、次の書類を付して事業の状況を本協会に報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 役員名簿

2 加盟団体は、選任評議員並びに選任理事、加盟団体規約の変更及びその他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を本協会に届出て承認を受けなければならない。

(加盟団体負担金並びに会員登録負担金)

第11条 加盟団体負担金及び会員登録負担金は、毎年4月末日までに、必要書類を添付し本協会に納入しなければならない。

2 加盟団体負担金及び会員登録負担金は、理事会において定める加盟団体会員登録規程によるものとする。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第12条 新たに加盟団体になろうとする団体は、その代表者から以下の書類を添付して、本協会会長に申請し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書（主たる事務所の所在地及び連絡先を明記する。）
- (2) 加盟団体規約又は定款

<p>(3) 加盟団体の下部組織一覧表（支部及びクラブ）</p> <p>(4) 加盟団体の役員一覧表（役員名簿）</p> <p>(5) 前年度の事業概況書、当該年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>2 加盟団体の承認を得た団体は、ただちに負担金を納付し、理事候補者及び評議員候補者を推薦し、その氏名、住所、生年月日及びその団体における役職名を届出なければならない。</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第15条 加盟団体は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。</p> <p>(1) 脱 退</p> <p>(2) 所属団体の解散</p> <p>(3) 除 名</p> <p>（脱 退）</p> <p>第16条 加盟団体が脱退しようとする場合は、その理由を付記した脱退届を提出し、理事会及び評議員会の決議を経て、脱退することができる。</p> <p>(1) 脱退願申請書</p> <p>(2) 脱退理由書</p> <p>（除 名）</p> <p>第17条 加盟団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び評議員会の決議を経て、本協会会長がこれを除名することができる。</p> <p>2 この場合、理事会及び評議員会で決議する前に、当該加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>（納付金の清算）</p> <p>第18条 加盟団体が脱退した場合、既に納付した負担金、拠出金、支払経費等の一切は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。</p> <p>2 加盟団体が脱退前に支払の義務が生じた場合は、ただちに納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 細 則</p> <p>（規程の改廃）</p> <p>第19条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(1) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。</p> <p>(2) 本規程は、2015年(平成27年)5月28日より施行する。</p> <p>(3) 本規程は、2021年(令和3年)9月1日より施行する。</p>	<p>(3) 加盟団体の下部組織一覧表（支部及びクラブ）</p> <p>(4) 加盟団体の役員一覧表（役員名簿）</p> <p>(5) 前年度の事業概況書、当該年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>2 加盟団体の承認を得た団体は、ただちに負担金を納付し、理事候補者及び評議員候補者を推薦し、その氏名、住所、生年月日及びその団体における役職名を届出なければならない。</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第13条 加盟団体は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。</p> <p>(1) 脱 退</p> <p>(2) 所属団体の解散</p> <p>(3) 除 名</p> <p>（脱 退）</p> <p>第14条 加盟団体が脱退しようとする場合は、その理由を付記した脱退届を提出し、理事会及び評議員会の決議を経て、脱退することができる。</p> <p>(1) 脱退願申請書</p> <p>(2) 脱退理由書</p> <p>（除 名）</p> <p>第15条 加盟団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び評議員会の決議を経て、本協会会長がこれを除名することができる。</p> <p>2 この場合、理事会及び評議員会で決議する前に、当該加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>（納付金の清算）</p> <p>第16条 加盟団体が脱退した場合、既に納付した負担金、拠出金、支払経費等の一切は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。</p> <p>2 加盟団体が脱退前に支払の義務が生じた場合は、ただちに納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 細 則</p> <p>（規程の改廃）</p> <p>第17条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(1) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。</p> <p>(2) 本規程は、2015年(平成27年)5月28日より施行する。</p>
--	---

公益財団法人 全日本ボウリング協会 加盟団体規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、定款第42条の規定に基づいて加盟団体に関する事項を定め、「公益財団法人全日本ボウリング協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより適正、公正な運営を図ることを目的として、この規程を制定する。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第42条に規定する団体とする。

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) ボウリングを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、ボウリングの健全な普及・発展を図ること。
- (2) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、コンプライアンスとガバナンスの強化・充実を図ること。

(地域区分)

第4条 加盟団体の地域区分は、次のとおりとする。

北海道地区：北海道

東北地区：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東地区：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

北信越地区：新潟、長野、富山、石川、福井

東海地区：静岡、愛知、三重、岐阜

近畿地区：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国地区：鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国地区：香川、徳島、愛媛、高知

九州地区：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(東日本・西日本区分)

第5条 地域区分を東日本・西日本に分けた場合は、次のとおりとする。

東日本：北海道、東北、関東、北信越、東海

西日本：近畿、中国、四国、九州

第2章 組 織

(加盟団体の組織)

第6条 加盟団体は、都道府県ボウリング競技者の総合的統括団体として、適正なる組織を有しなければならない。

- 2 全国的に組織されたボウリング競技に関わる団体は、適正なる組織を有しなければならない。

- 3 加盟団体は、団体名及び役職名に当該の都道府県名を冠としなければならない。また、全国的に組織されたボウリング競技に関わる加盟団体は、団体名及び役職名に全日本を冠としなければならない。

(地区連合)

- 第7条 加盟団体は、定款第3条目的及び第4条事業を達成するため、本規程第4条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。
- 2 地区連合会を結成する場合には、連合規約、連合役員名簿を本協会会長に提出し、承認を得るものとする。規約、役員等に変更がある場合も同様とする。

(加盟団体代表者会議及びその他会議)

- 第8条 本協会会長は、必要に応じ、次の会議を開催することができる。
- (1) 会長は必要と認めた場合、加盟団体代表者会議を招集し開催する。
 - (2) 会長は必要と認めた場合、事務責任者連絡会議を招集し開催する。
 - 2 本協会業務執行理事及び各委員会委員長から会長に対して、会議に付議する事項を明示して、加盟団体代表者会議又は事務責任者連絡会議等の申請があった場合には、会長は速やかに会議の招集をしなければならない。

第3章 権 限

(評議員候補者の推薦)

- 第9条 加盟団体は、評議員及び役員選任規則に基づき、評議員選定委員会に評議員候補者を推薦することができる。

(理事候補者の推薦)

- 第10条 加盟団体は、評議員及び役員選任規則に基づき、評議員会に理事候補者を推薦することができる。

第4章 義 務

(遵守すべき事項)

- 第11条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすように努めなければならない。
- 2 加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
 - 3 加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
 - 4 加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性ある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出の義務)

- 第12条 加盟団体は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、次の書類を付して事業の状況を本協会に報告しなければならない。
- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (3) 役員名簿
 - 2 加盟団体は、選任評議員並びに選任理事、加盟団体規約の変更及びその他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を本協会に届出で承認を受けなければならない。

(加盟団体負担金並びに会員登録負担金)

第13条 加盟団体負担金及び会員登録負担金は、毎年4月末日までに、必要書類を添付し本協会に納入しなければならない。

- 2 加盟団体負担金及び会員登録負担金は、理事会において定める加盟団体会員登録規程によるものとする。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第14条 新たに加盟団体になろうとする団体は、その代表者から以下の書類を添付して、本協会会長に申請し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書（主たる事務所の所在地及び連絡先を明記する。）
 - (2) 加盟団体規約又は定款
 - (3) 加盟団体の下部組織一覧表（支部及びクラブ）
 - (4) 加盟団体の役員一覧表（役員名簿）
 - (5) 前年度の事業概況書、当該年度の事業計画書及び収支予算書
- 2 加盟団体の承認を得た団体は、ただちに負担金を納付し、理事候補者及び評議員候補者を推薦し、その氏名、住所、生年月日及びその団体における役職名を届出なければならない。

(資格の喪失)

第15条 加盟団体は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 所属団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第16条 加盟団体が脱退しようとする場合は、その理由を付記した脱退届を提出し、理事会及び評議員会の決議を経て、脱退することができる。

- (1) 脱退願申請書
- (2) 脱退理由書

(除名)

第17条 加盟団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び評議員会の決議を経て、本協会会長がこれを除名することができる。

- (1) 加盟団体として、義務に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき。
 - (3) 負担金を2年以上滞納したとき。
- 2 この場合、理事会及び評議員会で決議する前に、当該加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

(納付金等の清算)

第18条 加盟団体が脱退した場合、既に納付した負担金、拠出金、支払経費等の一切は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。

- 2 加盟団体が脱退前に支払の義務が生じた場合は、ただちに納付しなければならない。

第6章 細 則

(規程の改廃)

第19条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

- (1) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (2) 本規程は、2015年(平成27年)5月28日より施行する。
- (3) 本規程は、2021年(令和3年)9月1日より施行する。

公益財団法人全日本ボウリング協会

競技規則の改定について

変更理由：服装規則の改定内容に合わせて競技規則を改定することとした。

改 定	現 行
<p>公益財団法人全日本ボウリング協会 競技規則</p>	<p>公益財団法人全日本ボウリング協会 競技規則</p>
(中略)	(中略)
(競技者の服装)	(競技者の服装)
<p>第418条 選手権競技会に参加する競技者の服装は、競技規程第137条及び本協会の服装規則を遵守すること。</p>	<p>第418条 選手権競技会に参加する競技者の服装は、本協会の承認を受けたユニフォームを着用すること。チーム戦においては、統一のユニフォームでなければならない。 上記以外は、競技規程第137条及び本協会の服装規則を適用する。</p>
(中略)	(中略)
<p>1974年(昭和49年)8月24日制 定 1975年(昭和50年)4月20日一部改正 1984年(昭和59年)10月1日一部改正 1987年(昭和62年)8月10日一部改正 1996年(平成8年)4月1日一部改正 1998年(平成10年)10月8日一部改正 2001年(平成13年)4月1日一部改正 2006年(平成18年)4月1日一部改正 2008年(平成20年)5月25日一部改正 2009年(平成21年)5月31日一部改正 2012年(平成24年)4月1日</p>	<p>1974年(昭和49年)8月24日制 定 1975年(昭和50年)4月20日一部改正 1984年(昭和59年)10月1日一部改正 1987年(昭和62年)8月10日一部改正 1996年(平成8年)4月1日一部改正 1998年(平成10年)10月8日一部改正 2001年(平成13年)4月1日一部改正 2006年(平成18年)4月1日一部改正 2008年(平成20年)5月25日一部改正 2009年(平成21年)5月31日一部改正 2012年(平成24年)4月1日</p>
<p>公益財団法人設立に伴う制定</p>	<p>公益財団法人設立に伴う制定</p>
<p>2015年(平成27年)4月1日一部改正 2015年(平成27年)6月1日一部改正 2018年(平成30年)4月1日一部改正 2020年(令和2年)4月1日一部改正 2020年(令和2年)8月1日一部改正 2021年(令和3年)6月10日一部改正 2021年(令和3年)9月1日一部改正</p>	<p>2015年(平成27年)4月1日一部改正 2015年(平成27年)6月1日一部改正 2018年(平成30年)4月1日一部改正 2020年(令和2年)4月1日一部改正 2020年(令和2年)8月1日一部改正 2021年(令和3年)6月10日一部改正</p>

公益財団法人 全日本ボウリング協会

ボウリング競技規則

競技規程

競技会規程

リーグ規程

選手権競技会規程

1974年	(昭和 49年)	8月24日	制定
1975年	(昭和 50年)	4月20日	一部改正
1984年	(昭和 59年)	10月1日	一部改正
1987年	(昭和 62年)	8月10日	一部改正
1996年	(平成 8年)	4月1日	一部改正
1998年	(平成 10年)	10月8日	一部改正
2001年	(平成 13年)	4月1日	一部改正
2006年	(平成 18年)	4月1日	一部改正
2008年	(平成 20年)	5月25日	一部改正
2009年	(平成 21年)	5月31日	一部改正
2012年	(平成 24年)	4月1日	公益財団法人 設立に伴う制定
2015年	(平成 27年)	4月1日	一部改正
2015年	(平成 27年)	6月1日	一部改正
2018年	(平成 30年)	4月1日	一部改正
2020年	(令和 2年)	4月1日	一部改正
2020年	(令和 2年)	8月1日	一部改正
2021年	(令和 3年)	6月10日	一部改正
2021年	(令和 3年)	9月1日	一部改正

目 次

競 技 規 程・・・・・・・・・・

競 技 会 規 程・・・・・・・・・・

リ ー グ 規 程・・・・・・・・・・

選手権競技会規程・・・・・・・・・・

ボウリング競技規則

この規則は、国際ボウリング連盟（International Bowling Federation 略称：IBF）の規則に基づき、公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）が制定し、日本におけるボウリング競技規則とする。

第1章 競技規程

第101条（ゲームの構成）

ボウリングの1ゲームは、10個のフレームをもって構成する。

競技者は、ストライクの場合を除き、それぞれのフレームで2回ずつ投球する。ただし、第10フレームがストライク又はスペアの場合には、サービスフレームとして、ストライクの場合は、さらに2回投球でき、スペアの場合には1回投球できる。

ゲームの成績は、適正な投球によって、倒されたピンの数をもって計算し、10個のフレームの合計点によって、これを表す。

適正に投球されたボールとは、競技者の持っているボールが、手から放れファールラインを越えたものをいう。

第102条（ストライク）

第1回の投球によって、完全に配置された10本のピンを全部倒した場合は、これをストライクという。

ストライクの場合は、そのフレームの小さな枠の左に（×）印をつけて表す。

ストライクの場合、そのフレームのピンの得点に次のフレームの得点が加算されるので、次のフレームの投球が終わるまで空欄としておく。

ストライクに続いて、次のフレームでスペアの場合には、その得点は20となる。

第103条（ダブル）

続けて2回ストライクの場合は、これをダブルという。

この場合、第1のストライクのフレームにおける得点は、競技者がさらに次の投球が終わるまで空欄としておく。

ダブルの場合、最初のストライクの得点は、20にそれに続く第3のフレームの第1投球で倒されたピンの数を加える。したがって、第2のストライクに続いて次の第1投球で9本のピンを倒した場合には、第1ストライクのフレームは29となる。

第104条（トリプル又はターキー）

続けて3回ストライクの場合は、トリプル又はターキーという。

この場合、第1のストライクのフレームにおける得点は30となる。

このようにして、10フレーム全部について連続12回のストライクのときは、そのゲームは300点となりパーフェクトゲームという。

第105条（スペア）

どのフレームにおいても、第2回の投球によってピンの全部を倒した場合は、これをスペアという。

スペアの場合は、そのフレームの小さな枠の右に（/）印をつけて、これを表す。

第1回の投球で倒されたピンの数は、スペアを取る前に小さな枠の左に記入し、そのフレームの得点は競技者が次のフレームで第1回の投球が終わるまで空欄とし、次の第1投球の得点をスペアとしての得点10を加え、その合計をもって記入する。第10フレ

【資料#2】

ームにおいてスペアの場合は、サービスフレームとして続いて第3回を投球できる。

第106条 (エラー)

1つのフレームで2回投球し、10本のピンを全部倒すことができなかった場合は、これをエラーという。

エラーの場合には、第1回の投球で倒したピンの数を小さな枠の左に記入し、第2回の投球で残ったピンを1本も倒さなかったときは、小さな枠の右に(－)印をつけて表す。また、第2回の投球で倒したピンの数は小さな枠の右に記入し、そのフレームの得点は第2回の投球が終了すれば直ちに合計し記入する。

第107条 (スプリット)

第1回の投球によって1番ピン(ヘッドピンともいう。)及びその他いくつかのピンが倒れ、2本以上のピンが次のような状態に残った場合はスプリットという。

(1) 残っているピンの中間のピンが少なくとも1本倒れたとき、例えば7と9あるいは3と10。

(2) 残っているピンのすぐ前のピンが少なくとも1本倒れたとき、例えば5と6。

スプリットの場合は、そのフレームの小さな枠の左に(O)印をつけて表す。

第1回の投球によって倒したピンの数は、スプリット記号の(O)の中に記入する。第2回の投球により、スペアとならなかつたときは、倒したピンの数を小さな枠の右に記入し、この場合はそのフレームの得点は第2回の投球後、直ちに合計し記入する。

第108条 (ファール)

第1回あるいは第2回の投球のとき、ファールをした場合、第1投球のファールは左の枠、第2投球のファールは右の枠の中へ(F)印をつけてこれを表す。

フレームの第1回の投球でファールをした場合には、倒したピンは全部立て直され、第2回の投球で倒したピンだけをそのフレームでの得点として計算する。

もし、第1投球でファールをし、第2投球で全部倒した場合は、スペアとなり、第2投球で全部倒さなかつた場合はエラーとなる。

第2投球でファールをした場合には、第1投球で倒したピンの数だけをそのフレームで計算する。

第10フレームにおいて、第1投球でファールをし、第2投球で全部のピンを倒してスペアとなった場合は、サービスフレームとして第3投球をし、このフレームの計算はスペアに第3投球で倒したピンの数を加えたものとなる。

第10フレームで第3投球がファールとなった場合は、最初の2回の投球により倒したピンの数だけを計算する。

第109条 (ガター)

第1回の投球でボールがガターに入った場合は、左の枠の中に(G)印をつけてこれを表す。

スペアを取るために投球した第2投球がガターに入った場合は、右の枠の中に(－)印をつけてこれを表す。

ガターの場合の得点は0となるが、第2投球により10本のピン全部を倒した場合はスペアとして計算する。

【資料#2】

＜スコアの記入例＞

フレーム	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	×	×	×	⑧	F 8	9 F	×	8 -	G 9	×
氏名	30	58	78	88	96	105	123	131	140	168

第109条の2（カレントフレームスコアリング）

カレントフレームスコアリングは、以下のとおりとし、大会ごと、あるいは、種目ごと、回戦ごとに採用の有無を決定するものとする。

- (1) 1 ゲームは、10 フレームをもって構成する。競技者は、ストライクの場合を除き、それぞれのフレームで2回ずつ投球する。全てのフレームは、各競技者が決められた順番どおり投球して終わらなければならない。
- (2) ストライクの場合を除き、競技者の第1回の投球によって倒されたピンの数をそのフレームの小さな枠の左に記入し、競技者の第2回の投球によって倒されたピンの数をそのフレームの小さな枠の右に記入する。立っていたピンがそのフレームの第2回の投球によって1本も倒されなかった場合は（-）と記入する。そのフレームの2投の得点は直ちに記入する。
- (3) フレームの第1回の投球によって、完全に配置された10本のピンを全部倒した場合は、ストライクとなる。ストライクとなったフレームの小さな枠の左に（×）と記入する。
- (4) 続けて2回ストライクの場合は、それぞれのストライクの得点は30となる。連続10回のストライクの場合のスコアは、最高得点の300となる。
- (5) フレームの第1回の投球の後、残ったピンをそのフレームの第2回の投球によって全部倒した場合は、スペアとなる。そのフレームの小さな枠の右に（/）と記入する。スペアの得点は、得点10に、その競技者のそのフレームの第1回の投球で倒されたピンの数を加えた合計となる。
- (6) フレームの2投で、競技者が10本のピンを全て倒すことができなかった場合、そのフレームの得点は、倒されたピンの総数となる。

＜スコアの記入例（カレントフレームスコアリング）＞

フレーム	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	×	×	×	⑧	F 8	9 F	×	8 -	G 9	×
氏名	30	60	90	108	116	125	155	163	172	202

第110条（競技の方式及び投球の順序）

競技の方式は、デュアルレーン方式（アメリカ方式）、シングルレーン方式（ヨーロッパ方式）、ベーカー方式、マッチプレー方式、ラウンドロビン（総当たり戦）方式がある。

1 デュアルレーン方式（アメリカ方式）

競技者は、1対のレーンで1フレームずつを1つのレーンで投球し、次のフレームは同様に隣のレーンで投球し、各フレーム交互に2つのレーンを使用し、各レーンで5フレームずつを投球してゲームを完成する。引き続く次のゲームは、前のゲームを完了したレーンから開始する。ただし、ゲームごとにほかの異なったレーンを使用することを決めて競技する場合は、別とする。

2 シングルレーン方式（ヨーロッパ方式）

競技者は、1つのレーンで投球してゲームを完成する。1ゲームごとに異なったレーンを使用する場合には、順次右隣のレーンに移動して次のゲームを実施し、競技ゲーム数に応じ、これも同数のレーンを使用する。競技ゲーム数の2倍にレーンを使用する場合

【資料#2】

には、各競技者は半ゲームずつを各レーンで投球し、第6フレームと第1フレームとで次々と新しいレーンに移動する。

3 ベーカー方式

この競技の方式は、すべてチーム戦とし、1つのレーンであらかじめ決められた投球順序に従い、1フレームずつ交代で投球し、10フレームを終了する。

4 マッチプレー方式

(1) 競技者は、1度に2フレームを投球する。

(2) ただし、左側レーン（奇数レーン）でスタートする競技者は、1フレームだけ投球する。

(3) その後、両競技者とも最初に右側レーン（偶数レーン）で投球し、その後続けて左側レーンで、もう1フレームを投球する。

(4) 先に投球を始めた競技者は第10フレームを右側レーンで投球して自分のゲームを完成する。

(5) マッチプレーが2ゲーム以上からなる場合は、次のゲームでは競技者は前のゲームを完了したレーンから開始する。

5 ラウンドロビン（総当たり戦）方式

(1) ラウンドロビンにおいては、予選の方式によりラウンドロビン競技に進出する競技者の人数が決定する。

(2) 各競技ともほかのすべての競技者と1ゲームマッチの競技を行う。

(3) 最終ポジションマッチを加えることができる。この場合のポジションマッチの組合せは、競技者がそれまでのマッチゲームを終了した時点の順位によって決定する。

(4) ポジションマッチの前までの2-3位、4-5位、6-7位などに同位が生じた場合は、次の競技者を上位とする。

(イ) 勝ち点を除いた総得点の多い者

(ロ) 直接対戦において勝った者

(ハ) 勝ちマッチゲーム数の多い者

(ニ) ローゲーム、ハイゲームの差の少ない者

(ホ) ハイゲームの高い者

第111条（2名以上の同時投球）

1つのレーン又は1対のレーンで1名もしくはそれ以上数名の競技者は、同時に競技できる。

2名以上数名の競技者が同一のレーン又は1対のレーンで投球する場合、競技者は順番に1フレームずつ投球する。

第112条（ゲームの中断）

ゲームの途中、設備の故障により正常な進行ができなくなったときは、ほかのレーンに移動して、そのフレームからスタートし完了する。

この場合の練習ボールは、各レーン2投以内とする。

同日内に完了することができない場合は、中断したフレームから再開し完了する。

第113条（デッドボール）

次のような場合は、そのことを競技役員に申告し、デッドボールを宣告された場合は、正しい投球とみなさない。この場合はデッドボールとしピンを再配置し、競技者は再投球する。ただし、競技役員に申告、裁定を待たずに再配置した場合は、投球されたものとする。

(1) 投球後、直ちに1本もしくはそれ以上のピンが脱落し、不足していることが明らか

【資料# 2】

に認められた場合。

- (2) ピンがまだ転がっている間に、又はボールがまだピンの位置に到着しないときに、ピン整備員がピンを取り除いたり動かしたりした場合。
- (3) 競技者が投球レーン及び投球順序を間違えて投球した場合。
- (4) 競技者が投球態勢に入り、その競技者の投球する以前、又は、投球したボールがピンに到達する以前にピン整備員あるいは、機械、その他のものによって妨害された場合。
- (5) 競技者のボールがほかの妨害物に触れた場合。

第 114 条 (倒されたピンの認定)

倒されたピンは正しく認定しなければならない。

競技者の適正な投球によって倒され、又は完全にレーンの上から倒れたピンのみを計算する。

ゲームの各フレームは、競技者が決められた順番に従って投球し、正しく倒されたピンの数を記入し、得点とする。

第 115 条 (適正に倒されたピンとして計算されるもの)

デッドボールでない限り、競技者の投球は、すべて投球として計算する。

デッドボールの場合には、ピンを改めて再配置する。

- (1) ほかのピンで倒されたピン及び両側の仕切りや後ろのクッションで跳ね返ったピンによって倒されたピンは、倒したものとして計算する。
- (2) フレームの第 1 投球でピンの配列が不整 (オフセット) であるときは、競技者が投球前に申告するものとし、申告のない場合は、ピンの配列は完全なものとみなす。したがって、投球後、配列の不整が発見されても、その投球は有効であり得点として計算する。また、ゲーム中のリセットの申告は、同一レーン 2 回まで許される。
- (3) 適正な投球によって倒され、レーンの上やガターの中に横になっているピン、あるいはキックバックその他両側の仕切りに寄りかかるようになっているピンはデッドウッドといい、すべて倒されたものとして計算する。
これらのピンは、次のボールを投球する前に取除くものとする。

第 116 条 (不正に倒されたピンとして計算されないもの)

次のような場合には、有効な投球となるが、倒したピンは計算しない。

- (1) 一度ガターに入ったボールによってピンが倒された場合。
- (2) 後ろのクッションからボールが跳ね返ってピンを倒した場合。
- (3) ピンがピン整備員の身体に触れて跳ね返りピンを倒した場合。
- (4) 立っていたピンがデッドウッドの取除きの際に倒された場合。
- (5) 不明確の場合を含み、移動したピンが機械に触れて倒された場合 (マシンタッチ)
以上(1)~(5)の場合、ピンはその投球前に立っていた、元のピンスポットの上に再配置する。
- (6) レーンから投げ出され、さらに跳ね返って、そのレーンの上に立ったピンは立っているものとみなす。
- (7) 投球に際し、ファールとなった場合。

第 117 条 (移動したピン)

第 1 回の投球によって、移動したまま立っているピン (アウトオブレンジ) は、元のピンスポットに戻すことなく移動した位置で、第 2 回の投球をする。ただし、機械に触れて倒れた場合は、元のピンスポットの上に再配置する。(第 116 条第 1 項第 5 号)

【資料#2】

第 118 条 (ピンの破損と再配置)

ゲーム中にピンが折れたり、その他著しく破損した場合は、直ちに現在使用中のものと同じ状態のピンに交換することができる。

このようなピンの交換については、競技役員の判定による。競技者の得点は、ピンが破損しても変わらない。倒されたピンは全部計算され、破損したピンはその後に交換する。

第 119 条 (間違っただレーン及び間違っただ順序での投球)

投球レーン及び投球順序を間違えて投球し、競技役員からデッドボールを宣告された場合には、競技者は発見されたフレームから正しいレーン及び投球順序で投球しなければならない。

第 120 条 (ファールの判定)

ファールは次の投球者が投球態勢に入るまでの範囲で採用する。したがって投球後といえどもみだりにファールラインを越えてはならない。ただし、投球動作中、ボールを持ったまま、ファールラインを越えてもファールとはみなさない。

ファールラインは、レーン、自動式ファール判定器の上部、側壁、柱等の競技者の体に触れる範囲にあるものまで延長すること。(ボウリング施設、設備、用具の認証規格第 2 章第 4 条)

(1) ファールラインの延長標示のある場合の判定

競技中、投球者の体の部分がレーンのファールラインの上にかかり、あるいは、これを越えたり、施設の標示ラインの中に触れた場合にはファールとする。

(2) ファールラインの延長標示のない場合の判定

競技中、投球者の体の部分がレーンのファールラインの上にかかり、あるいは、これを越えたり、その他自動式ファール判定器の上部の施設の部分に触れた場合にはファールとする。

第 121 条 (ファールの宣告)

ファールの宣告は、審判員又はそれに準じた者が行う。宣告は投球の完了後、その投球者又は次の投球者が投球態勢に入るまでの範囲で採用し宣告する。投球者は、ファール審判員のファールの宣告に従わなければならない。ただし、ファールの宣告が明らかに間違っただなされた場合、又はファール審判員のファールに関する諸規定の誤解による場合、あるいは、ファール審判員が判定不可能な場合は競技会役員において協議判定する。

第 122 条 (自動式ファール判定器使用の場合)

自動式ファール判定器を使用して行う競技は、判定器がファールを指示した場合、これに従い、判定器が正常に働いていないことが確認された場合、又は競技者がファールをしていないという証拠が明らかな場合には、これをファールとしない。

自動ファール判定器が一時故障で使用できない場合には、次のような処置をとる。

(1) 選手権競技会又は競技会においてファール審判員を配置し、ファールを判定する。

(2) ファール審判員を配置できない場合は、それに準ずる者が判定する。

(3) リーグにおいて、ファール審判員を配置できないときは、それに準ずる者、あるいは、チームにおいてはチーム主将、個人においては数名の意見を取り入れて判定する。

第 123 条 (自動式ファール判定器設置のない場合)

競技者がファールに関する諸規定をおかしたかどうかを判定するためにファール審判

【資料#2】

員を配置し、審判員は競技者がファールをおかした場合には、直ちにこれを判定し宣告する。ファール審判員の位置は、ファールラインの全部が見透せる場所で障害物のない位置に設け、競技中はファール審判員を妨害してはならない。

第 124 条 (故意のファール及び故意のガターボール)

自己を有利にするために、故意にファールをおかした場合、故意にガターに落とした場合には、直ちにその競技者のそのゲームは無効となり、競技の継続に対し処罰を受ける。

第 125 条 (抗議及び抗議解決のための仮の投球)

ファール又は倒れたピンに対する判定につき抗議が出た場合、直ちに解決できないときは問題解決のため仮の投球を実施する。抗議がフレームの第 1 投球で起きた場合には、競技者はそのフレームを完成し、引き続き直ちに仮のフレームを投球する。この場合、倒れたピンが正当でないとして抗議されたものについては、再配置して投球する。抗議がフレームの第 2 投球で起きた場合には、競技者はそのときに残っていたピンと同じ配置状態で仮の投球を行う。

仮の投球を行った場合、そのフレームの 2 つのスコア記録を保存して競技役員の判定を受ける。それでも解決しない場合には、更に加盟団体又は本協会に諮問して、これを裁定する。

第 126 条 (抗議の期限)

競技においてスコアその他要項の規定に関し、抗議があった場合には、加盟団体、本協会に対し 24 時間以内に書面をもって提出する。24 時間以内に提出しなかった場合には、その競技はそのまま実施されたものとみなされる。

第 127 条 (記録の明瞭な誤りについて)

競技におけるスコア又は計算上明らかな誤りを発見した場合には、特別な規定がない限り、競技会役員は直ちにこれを修正し、競技者に確認させるものとする。

第 128 条 (アプローチの状態変更の禁止)

アプローチ、レーン等の競技施設に対し、状態の変更もしくは変更できるアプローチパウダー等いかなる物も使用してはならない。ハンドコンディショナー類は、原則としてボウラズエリア内に持ち込んで서는ならない。また、アプローチに付着するような柔らかいゴム製の靴底やヒールは禁止する。

第 129 条 (アベレージ)

アベレージとは、競技会、リーグの総得点を総ゲーム数で平均したものをいう。

単一アベレージ …… 定期的競技会、又はリーグに参加した場合、その競技会、リーグごとのアベレージをいい、これを競技会アベレージ、リーグアベレージという。

最高アベレージ …… 競技者が参加したいくつかの定期的競技会、リーグのうち、いずれか最高のアベレージをいう。

総合アベレージ …… 競技者が、定期的競技会、リーグに参加し、その数が 2 つ以上ある場合、その 2 つ以上いくつかを通算したアベレージをいう。このアベレージは通算した総ゲーム数で総得点を平均したものである。

この場合、リーグだけで通算したものは総合リーグアベレージという。いずれの場合にも、ハンディキャップをつけるため、

【資料#2】

又は、技量階級を区分するためには余りピンを計算に入れないものとする。

第130条（ハンディキャップ）

競技者の技量に特に差があるとき、競技条件を公平化するため、ハンディキャップを設けることができる。

ハンディキャップは、競技者間のアベレージの差、又は、1つの基準点の設定により、これと競技者のアベレージとの差を計算の基礎とし、通常その70%～80%をこれにあてる。

アベレージのない者については、場合により特に技量判定を行い、これをアベレージに代えることができる。

第131条（レーンの配当）

競技会及びリーグで、同時にスタートする競技者、又はチームのレーン配当は、特に規定のない限り抽選による。

抽選方法は、リーグ又は競技会責任者がこれを定める。

第132条（競技勝位の決定）

競技の勝位の決定は、次のような方法による。

- (1) 個人、又はチームで得点の最も多いものを勝ちとする
- (2) あらかじめ定めた、ハンディキャップを加えた得点の最も多いものを勝ちとする
- (3) 競技方法にポイント方式を採用し、ゲームごとに得点の多い方を勝ちとする場合、1ゲームごとにポイントを与え、その総ポイントの多い方を勝ちとする

第133条（同位ピンの裁定）

競技の勝位の決定について、個人又はチーム戦の得点が同点の場合、次のとおり裁定する。

- (1) シリーズにおいて同点の場合は、最高ゲームと最低ゲームの差の最も少ないものを上位とする。
- (2) 2シリーズ以上の競技において同点の場合、最高シリーズと最低シリーズの差の最も少ないものを上位とする。
- (3) 1ゲームのスコアが同点の場合及び第1号の得点差が同じ場合は、個人又はチーム戦で第10フレームまでを含めたストライク数の多いものを上位とする。
- (4) さらにストライク数が同じ場合は、スペア数の多いものを上位とする。
- (5) スペア数が同じ場合は、ともに勝者とするか、又はさらに1ゲームの決勝戦を行い、勝者を決定する。ただし、競技要項にほかの方法で規定している場合は、その規定による。

第134条（スローボウリングの禁止）

すべての競技は遅滞なく実施し、審判員は遅滞の原因が競技者にある次のような場合には、スローボウリングと判定する。

スローボウリングの判定は、同一シリーズ内においてのみ適用し、最初は「警告」、2回目は「嚴重注意」、3回目以降は、そのフレームの得点を0とする。

- (1) 競技者は、自分の投球順で左右の隣接するレーンがあいている場合、直ちに投球態勢をとらなければならない。
- (2) 競技投球者は、投球の準備態勢に入ろうとしているすぐ右側レーンの競技者に対してのみ優先投球権を認めなければならない。
- (3) 競技者が1レーンに1名又は2名で競技する場合は、当該シフトで進行の早い競

【資料#2】

技者から、原則として4フレーム以上の遅れ、3名以上で競技する場合は、2フレーム以上の遅れがあった場合は、機械の故障等の有無を確認の後、判定する。

- (4) 競技者は、前の競技者のボールがボールラックに戻ったときから30秒以内にその競技者は投球しなければならない。その判定は、審判員が競技者を無作為に選考し、ストップウォッチにより、その競技者の投球時間を測定する。
- (5) 第4号の条文については、当分の間、指導事項とする。

第135条（使用ボール）

ボールは手の作用によって投球されるものとし、ボールの指穴調整を工夫すること以外、その内部及び外部に添付物を使用することなど、いかなるほかの手段もこれを併用してはならない。

すべての公認競技においては、ボールは国際ボウリング連盟の公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで本協会の公認ドリラーによってドリルされ、本協会の公認ボール検査員が検査し、合格したボールを使用するものとする。

競技者は、投球中にすべての指穴に指を入れて投球しなければならない。

投球中に指を入れていない穴があった場合、そのゲームの得点は0とする。

第136条（ボウリングボールの表面調整及び表面加工）

ボウリングボールの表面調整及び表面加工については、国際ボウリング連盟の規定に基づき、次のとおりとする。

ゲーム中にボールの表面を調整及び加工した場合は、そのゲームの得点は0とする。

- (1) ボウリングボールの調整に使用できるポリッシュ並びにクリーナーは、国際ボウリング連盟の公式認定の物とし、ボウリングボールの表面調整は、競技が遅滞しない範囲でゲームとゲーム間で許されるが、必ず手で実施し、ボウラーズエリア内では行うことはできない。
- (2) ボウリングボールの表面加工をすることは、第1号で規定されたものを除き、指定された場所において、公式練習中、競技直前の練習時間中及びシフトとシフトの間は許される。
- (3) ボールの表面を調整及び加工した場合は、その表面に付着物があってはならない。

第137条（競技者の服装）

競技者は、特に規定されない限り、ユニフォーム又は見苦しくない服装で競技を行い、過度の商業宣伝マークの入ったもの、アンダーシャツでの競技は禁止する。

すべての公認競技においては、別に定める本協会服装規則を適用する。

第138条（禁止事項）

競技における褒賞は、記録に対する名誉をたたえるものであり、トロフィー、メダル、カップ、賞状等を原則とし、副賞のある場合も品位のあるものとする。

- 2 競技者は、競技中、ボウラーズエリア内で喫煙、飲食をすることはできない。
また、酒気を帯びて競技することを禁止する。
- 3 競技において、ゲームの結果に関連し、競技者、第3者にかかわらず一切の賭けごとを禁止する。

第139条（罰則、不正行為）

本協会の会員で競技に関し、不正な行為があった場合には、次の各号により罰則が適用される。会員以外の者でも本条に該当する場合には、ボウリング競技者として資格のない者とし、特に加盟団体の役員会で承認しなければ本協会会員とはなれない。

- (1) 不正な方法により競技を有利にしようとした者は、そのゲームは無効となり、また

【資料#2】

場合によっては、会員より除名されることがある。

- (イ) 直接、間接を問わず、レーン、ピン、ボールに対し、本協会の規格に外れた細工をした場合。スコアを高めるため細工をしたレーンであることを承知しながら競技をした場合。
 - (ロ) ハンディキャップを多くするため、又はリーグ、競技会において階級の下組に参加するため、アベレージを詐称した場合。
 - (ハ) リーグにおいて、ハンディキャップ又は階級区分について一層有利な利益を得るため、故意にアベレージ以下に投球した場合。
- (2) 不正な術策を用い、ボウリング競技に関し、一般の悪評を招くような行為のあった者は、会員から除名する。
 - (3) 公認リーグ又は競技会において参加費の支払いを怠った者は、会員から除名される。

第2章 競技会規程

第201条（競技会の定義）

競技会は、チーム、個人又はその両方を含めたもので、計画した要項によって競技を行い、優勝者又は優勝チームを決定する。加盟団体の主催、共催、後援の公認競技会には、登録会員のみが参加できる。

会員以外の参加については、その都度、規定する。

第202条（競技会的主催、登録）

一般競技会は、本協会、加盟団体の連合、加盟団体及び傘下組織のほか、本協会に協力できる団体が主催し、競技の登録手続を完了し本協会が承認したものを公認競技会とする。

公認競技会は、6チーム以上又は個人10名以上で実施する。

第203条（競技会公認の意義）

公認競技会は、諸規定を守り、最も厳正かつ公正なボウリング競技を行うものである。

- (1) 公認競技会の参加者は、本協会規定の褒賞を受ける資格を持ち、優勝者にはそのタイトルが与えられる。
- (2) 競技の成績は、公認として記録される。
- (3) 競技会の競技上でのすべての陳情、抗議は本協会の採決を受けることができる。

第204条（公認競技会の参加資格）

公認競技会の参加申込者は、すべて加盟団体を通じ本協会に登録され、その資格を証明する本協会会員証の交付を受けた者で、競技会には会員証を常に携帯していなければならない。

第205条（公認の手続）

公認競技会の申請は、その主催者が別に定める競技会登録申請書に競技会要項を添えて、開催2週間前までに加盟団体を通じ本協会に申請する。

第206条（本協会の公認）

本協会は公認申請の競技会に対し、本協会の諸規定にしたがって審査し、適正と認められたものについて公認し、公認書を交付する。

第207条（競技会役員構成及びその任務）

競技会の開催は、主催者が全般的企画運営の機関として、原則として次のとおり役員

を決定し運営する。

1. 競技会役員構成

- (1) 大会会長
- (2) 大会副会長
- (3) 大会運営委員
- (4) 大会委員長
- (5) 大会副委員長
- (6) 大会審判部長
- (7) 大会審判副部長
- (8) 審判部
- (9) 総務部
- (10) 競技部
- (11) 記録部
- (12) 褒賞部
- (13) 認証部
- (14) 広報部
- (15) セクレタリー
- (16) 大会事務局

ただし、予選会又は記録会等の開催については、セクレタリーを中心にその必要な役員構成にて開催することができる。

2. 役員の任務

(1) 大会会長、大会副会長

会長は、主催者の代表として、副会長は副代表とする。また、必要により大会名誉会長、顧問等を置くことができる。

(2) 大会運営委員

大会運営委員は、主催者の役員とし、次の役員を含め委員会を構成し、大会運営上の最高の決定機関とする。

(イ) 運営委員会

大会会長、大会副会長、運営委員、大会委員長、大会副委員長、大会審判部長、大会審判副部長

(ロ) 運営委員会は、競技規定第 126 条に規定された抗議について裁定する。また、競技の進行中に明確に解決できない、すべての抗議について、その問題を決定する権限を持つ。ただし、委員会において決定できない事項については、本協会の裁定を受ける。

(3) 大会委員長、大会副委員長

大会委員長は、競技の責任者となる。大会副委員長は、副責任者となる。

(4) 大会審判部長、大会審判副部長

(イ) 競技要項に基づき、競技中に起きた技術的問題について協議、判定する。

(ロ) 記録の最終結果を点検し、疑義のある点をすべて判定する。

(ハ) 不都合な競技者を除外する権限を持つ。また、競技者の行為に関する抗議について理由をつけて決定する。

(ニ) 大会審判副部長は、大会審判部長を補佐する。

(5) 審判部

審判部は、審判員により構成し、競技実施に際し、発生するすべての競技上の問題を規定に従い公平な判定をする。

審判員は、本協会の公認審判員とし、審判部長は任命された審判員にその任務を

【資料#2】

割り当てる。ただし、競技会又は予選会等については、主催者は審判員を任命することができる。

(6) 総務部

総務部は、競技会の準備委員会その他の委員会を招集し、それに関する議事、日程を作成する。

競技会当日は、来賓、役員並びに選手の受付を担当し、競技以外の総務的な任務をすべて負う義務がある。

(7) 競技部

競技部は、競技要項並びに時間表を作成し、競技会当日は、プログラムに基づき競技を順調に進行させる義務を負う。

(8) 記録部

記録部は、すべての競技会の競技記録を集計点検し、公表する責任を負い、公認記録は、本協会に報告する義務がある。

(9) 褒賞部

褒賞部は、競技会の褒賞関係全般を担当する。

(10) 認証部

認証部は、競技会開催前及び開催中においてその施設、設備、用具が整備され、規格に合致して公正なる競技が運営できるようすべての責任を負う。

(11) 広報部

広報部は、大会広報関連業務をすべて処理する。

(12) セクレタリー

セクレタリーは、競技開催に要する書類手続及び競技記録報告の最終責任者となる。

(13) 大会事務局

大会事務局は、競技会開催の事務運営を統轄し処理する。

第208条 (競技会要項)

主催者は、次の事項につき規定し、競技要項を作成し公示する。

- (1) 競技会名称
- (2) 主催者名
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 競技種目、ゲーム数及び競技方法
- (6) 競技予定時刻
- (7) 参加者数
- (8) 参加資格
- (9) 競技実施上、特に定めた事項
- (10) 参加費
- (11) 褒賞
- (12) 参加申込方法
- (13) 参加申込締切日時
- (14) 競技役員の氏名
- (15) その他、必要事項

第209条 (競技会要項の作成要領)

- (1) 競技会の名称

【資料# 2】

名称は、性格、内容を表すものであり、明確にし、競技会がいずれかの団体に所属し、又は、団体の主催によって行われる場合は、その団体名を冠することが適当である。

(2) 主催者名

この競技会の主催者の名を記入する。

(3) 開催日時

この競技会の開催日時を記入する。

(4) 開催場所

使用競技場名、住所、電話番号を記入する。

(5) 競技種目、ゲーム数及び競技方法

競技種目については、チーム戦、個人戦等を明記し、競技が2種目以上一緒に実施する場合、これらのスコアを合計して個人総合（オールイベント）を設定できる。

ゲームについては、何ゲームでその順位を決定するかを明記する。

競技方法は、デュアルレーン方式（アメリカ方式）、シングルレーン方式（ヨーロッパ方式）、ベーカー方式、マッチプレー方式、ラウンドロビン（総当たり戦）方式のいずれかを明記する。

(6) 競技予定時刻

競技スタート、全日程終了予定時刻を記入する。

(7) 参加者数

この競技会の参加者数を記入する。

なお、男・女の別がある場合は、それぞれの数を記入する。

チーム戦の場合は、そのチーム数を記入する。

(8) 参加資格

男・女、男女混合、年齢別等を記入する。

(9) 競技実施上、特に定める事項

ハンディキャップを定める場合は、ハンディキャップを明確にする。

競技実施上、特別に規定を定めた場合及び特に違反しやすい事項については、その競技会ルールに明記する。

(10) 参加費

参加費は、競技運営上、その必要な経費の範囲内とし、競技者の過重負担とならないよう決定する。ただし、慈善事業に対する寄附、その他これに類する目的のために特別に参加費を決定することができる。

(11) 褒賞

褒賞種目及び第1位から何位までかを明記する。

(12) 参加申込方法

一定の申込書を作成し、申込場所を決めて明記する。チーム戦の場合は、チーム主将名を登録させる。

(13) 参加申込締切の日時

参加申込の締切の日時は、十分な余裕を持たせるよう決定する。

(14) 競技会役員の氏名

競技会規定第207条の第1項による。

(15) その他、必要事項

その他、必要がある場合には、その事項を明記する。

第210条（ハンディキャップ及び階級決定のアベレージ）

競技会にハンディキャップを採用し、階級決定の基礎とする場合、競技会規定におい

【資料#2】

て、特にほかの方法を定めない限り、次のいずれかによるアベレージによりハンディキャップの基礎とする。

- (1) 少なくとも 24 ゲームによる最高リーグアベレージ
- (2) 競技会、リーグを合わせて 24 ゲーム以上による総合アベレージ
- (3) 競技会（予選等を含む）において、その合計が少なくとも 24 ゲーム以上の競技会アベレージ

第 211 条（参加者の変更）

参加者の変更は、競技開始時間の最低 1 時間前までに主催者に届出て承認を受ける。

第 212 条（投球の順序）

競技者の投球順序は、予定表に従い投球する。

チーム戦の投球順序は、競技開始後、チーム全員の第 1 フレーム完了をもって、その投球順序を変更することはできない。

第 213 条（競技開始後における競技者の交代）

競技開始後、そのゲーム中は競技者の交代はできない。ただし、チーム戦において、ゲーム中やむを得ぬ事情で交代する場合は、あらかじめ登録されているメンバーで主催者が認めた場合のみ交代できる。

そのゲームのスコアは、前の者のスコアに引き継いで計算される。また、一旦交代して退いた競技者は、そのゲームには再び戻ることはできない。

交代者により完成されたそのゲームでは、その交代者は個人の褒賞対象とならない。

第 214 条（競技者の遅刻）

競技は競技予定表によって開始され、競技者又はチームが遅れた場合は、遅刻とし、第 1 ゲームの第 3 フレームまでに到着した場合は、そのフレームから投球することができる。ただし、競技要項等に別に定める場合は、遅刻として投球できない。

第 215 条（チーム戦における欠員）

競技会においては、チーム戦における欠員者の得点は別に定める規定のない場合は、0 点とする。

第 216 条（チーム主将）

チーム主将は、チームを代表し、チーム員の競技会参加資格、その他諸規定の履行等について一切の責任を負う。

- 2 チーム主将は、チームを統轄し、チーム員の投球順序を決定する。
- 3 チーム主将は、参加申込書に記載したチーム員で競技会当日に出場不可能となった者に対しては、主催者の承認を受けて交代者を出すことができる。
- 4 当日、予定時間に到着しないチーム員があった場合も同様とする。

第 217 条（チーム単独での投球）

デュアルレーン方式（アメリカ方式）による場合、チーム、個人のいずれの種目を問わず、競技参加者が単独で 1 対のレーンに配置された場合は、隣接の相手なしでも実際の競技が行われるとおりにゲームを実施する。

第 218 条（同スコアの裁定）

競技会において、各種目のスコアが同一の場合、その順位の設定は競技規定第 133 条によるものとする。ただし、優勝者決定については、競技会の運営委員会は、競技要項により、これを決勝再競技又は同位優勝とすることができる。

【資料#2】

同位優勝とした場合、各優勝者に対し同様の賞を与えるものとする。

第 219 条 (総合優勝者の決定)

競技会において総合優勝者を決定する場合は、次の方法による。

- (1) 総合得点により決定する。
- (2) 総合得点の上位何名かを選出し、さらに何ゲームかの競技を行い決定する。ただし、別に定める競技会要項により得点を加算した合計得点により決定することができる。

第 220 条 (競技の記録)

競技会において、記録係を指定し配置することができる。この場合、記録のすべての責任は競技者にあり、記録係に責任はない。

記録に対する抗議は、定められた時間内においてのみ有効である。

第 221 条 (審判の宣告への干渉)

競技中、競技者は審判員の指示に従い、審判員の宣告に干渉することを禁止する。

第 222 条 (抗議)

競技会における審判、記録の裁決に対し、抗議の事項がある場合には、個人及びチーム主将もしくは代表者により運営委員会に申し出て、その裁定を受けることができる。

抗議は、理由を明確に記入した文書によるものとし、関係者の署名を必要とする。

ただし、公認競技会で運営委員会において決定できない事項については、加盟団体又は本協会の裁定を受ける。

第 223 条 (褒賞)

褒賞に関しては、すべて競技会要項に定められた規定による。

第 224 条 (公認競技会における参加費の返還)

公認競技会に対し、参加申込後の参加費は、一切返還しない。

第 225 条 (公認競技会の結果報告)

セクレタリー又は記録部長は、競技会終了後、次の諸項を作成し、競技会代表者の承認を得て、加盟団体を通じ 2 週間以内に本協会に提出する。

- (1) 参加者全員の個人記録
- (2) 公認料
- (3) その他参考事項

第 226 条 (公認競技会の中止及び開催不能の届出)

公認された競技会がやむを得ない事情で中止又は開催不能になった場合は、その理由書を添付し、速やかに加盟団体を通じ、本協会に届出て公認取消しの手続をする。

第 227 条 (公認競技会の褒賞)

セクレタリー又は褒賞部長は、競技褒賞授与に関する細則に該当するスコアが記録された場合は、別に定める褒賞申請書により加盟団体を通じ、記録された日から 2 週間以内に本協会に申請する。

第3章 リーグ規程

第301条 (リーグの定義)

リーグ戦は、競技者相互の技能向上を図るとともに、常に友好の精神を養う目的で、競技者の社交性とスポーツ精神の向上を図るものである。

第302条 (リーグの構成)

リーグは、あらかじめ定められた計画表に従い、個人又はチームが順次相互に直接対抗して競技を行い、次のものをもって構成し、競技するものとする。

- (1) シングルスリーグ……個人が8人以上をもって構成し、個人間で競技する。
- (2) チームリーグ……6チーム以上をもって構成し、チーム間で競技する。

第303条 (リーグの区分)

リーグ戦には次の区分がある。

- (1) シングルスリーグ……男子又は女子のみで個人間の競技を行う。
- (2) チームリーグ……(イ)男子又は女子のみでチームを編成し、チーム間の競技を行う。
〔ミックスリーグ〕 (ロ)参加チームの中、全部あるいは一部のチームが男女混成のもの、又は1チーム以上が男子又は女子で、残りのチームが男子又は女子のもの。
- (3) 巡回リーグ……1リーグを2競技場以上を使用して行うもの。
〔サーキットリーグ〕

第304条 (リーグの種類)

リーグの種類は次のとおりとする。

- (1) スクラッチリーグ……個人又はチームで、すべてスクラッチで競技するもの。
- (2) ハンディキャップリーグ……個人又はチームで、あらかじめ定めたハンディキャップを採用して競技するもの。

第305条 (リーグの方式)

リーグの競技方式は、次のとおりとする。

- (1) 総当たり方式……参加人数又は参加チームがすべての参加競技者、又は参加チームと定められた予定表によって対戦する。ただし、最終日は1位と2位、3位と4位という対戦を行う場合がある。
- (2) ポジションマッチ方式……参加人数又は参加チーム数に関係なく、常に前回までの成績の1位と2位、3位と4位が対戦する。
- (3) ポイント方式……対戦チームの勝者に一定のポイントを与え、その総ポイント数によって順位を決定する。
- (4) ピーターソンポイント方式……ポイント方式の変形で各ゲームに勝ポイントと得点ポイントの2つを与え、その総ポイント数によって順位を決定する。
(イ)勝ポイントとは、その勝者に与えるポイント。
(ロ)得点ポイントとは、一定の基準の得点に対し、ポイントを与える。これは勝者、敗者に関係ない。

〔例〕得点ポイント基準、50点とした場合。

【資料#2】

150 点对 180 点での対戦結果は、150 点の競技者は負けて $0+150/50=3$ ポイント、180 点の競技者は勝て $1+180/50=4$ ポイント、余 30 となる。この余り得点は次のゲームへ加算する。

第 306 条（優勝決定の再競技）

リーグにおいて優勝者が同位となった場合には、リーグ要項に特別な規定がない限り、優勝を決定するために、さらに少なくとも 1 ゲームを追加して競技しなければならない。このゲームはリーグ開始に際し、特に規定しない限りそのリーグの実施されたときと同条件にて行う。

第 307 条（リーグ要項）

各リーグ要項は、本協会の諸規定を基礎とし、その競技実施の 14 日前までに必要な要項を規定し、リーグに参加する個人もしくはチーム主将の過半数以上の同意により、承認され決定するものとする。この要項にはリーグセクレタリーの選任についてもこれを規定し、選任されたリーグセクレタリーは、この要項に従い、業務を実施することとし、リーグを統轄する。

第 308 条（リーグセクレタリーの任務）

リーグセクレタリーの任務は、次のとおりとする。

- (1) リーグ開催要項が決定したら、加盟団体を通じ登録申請書を、競技開始の 2 週間前までに提出する。
- (2) リーグ開催要項によって、リーグに出場する個人又はチーム主将を集めてリーグ規定に基づき、レーンの配当及び組合せの抽選を行う。
- (3) リーグに参加している個人又はチームの得点を記録し、その回のアベレージと順位を定め、記録成績順位表（スタンディング）を作成し、次の回の競技開始前に全員に配布する。
- (4) リーグ開始後 4 週間以内に参加者名簿を添付し、登録公認料を本協会に納める。
- (5) セクレタリーはリーグ期間中、及び競技中におけるトラブルについては、リーグ要項を遵守し、その都度、役員と協議の上、解決しなければならない。
- (6) セクレタリーは本条に示す事項、並びに主催者の指示による業務を怠った場合は、その職を免ぜられる。

第 309 条（リーグ会計の任務）

リーグ主催者は、リーグ開催にあたり、会計担当責任者を定めて、次の事項を行わせることができる。（リーグセクレタリーが兼任できる。）

会計は、あらかじめ定められた参加費をその都度徴収し、リーグに関する経費の支払いを行い、その残額をリーグ終了まで保管しなければならない。

リーグ終了後、直ちに収支決算書を主催者及び参加者に公示しなければならない。

また、リーグにおいては決算報告を 30 日以内に所属加盟団体に報告しなければならない。

第 310 条（運営委員会）

リーグの運営はセクレタリーを含む役員及びチーム主将とで委員会を構成し、そのリーグにおいて発生したすべての問題につき、これを附議、解決しなければならない。

この解決は多数決により、可否同数のときは議長がこれを決める。委員会はそのリーグの実状に合わせて、リーグ要項の変更をリーグ規程に違反しない範囲で修正することができる。

【資料#2】

委員会の決定は、最終的なものとする。ただし、役員会、加盟団体、本協会に対し、更に訴えを提議された場合は、競技規程第 126 条に基づく。

第 311 条 (チーム)

チームとは、リーグ又は競技会に参加する目的で組織された 2 名以上の団体をいう。

第 312 条 (チーム主将の責任)

チームの主将は、その構成チーム員の中より決められ、チームの代表者となる。チーム主将は、チームが諸規定に違反しないよう、常にチームを統轄する責任がある。

第 313 条 (チームの成立)

チーム戦において、チーム内の競技者に欠員が生じた場合、5 人チームリーグでは 3 人以上、3 人又は 4 人チームリーグでは 2 人以上、2 人チームリーグでは 1 人の出場て競技が成立する。

ただし、別の要項で規定する場合は、その規定に基づく。

第 314 条 (登録人員)

各リーグの登録人数 (交代員を含む。) については、リーグ要項にて定める。

第 315 条 (欠席者の得点)

リーグ委員会は、リーグ要項に競技欠席者の見込点 (ブラインドスコア) を設定できる。ブラインドスコアは、登録された競技者で、欠場の適正な理由をセクレタリーに連絡があった者のみ欠席者として適用でき、無断欠席及び理由が不適格なときはブラインドスコアは認められない。

第 316 条 (競技者の遅刻)

競技者の遅刻については、競技会規程第 214 条を適用する。

第 317 条 (競技者の交代)

チーム戦において、競技者に事故あるときのため、補欠登録を認める。ただし、1 競技者の交代は 1 回までとする。

第 318 条 (投球の順序)

競技のスタートをもってその順序を変えることはできない。各フレームは競技者が定められた順序に従い投球する。

第 319 条 (リーグの同点記録の決定法)

リーグ競技で対戦相手と同得点の場合、引き分けとして、両者に決められた勝点を 2 分する。ただし、最終優勝決定の場合は、第 306 条を適用する。

第 320 条 (競技の延期)

すべてのリーグは、リーグ委員会が延期又は事前の実施については、あらかじめ規定しない限り認められず、競技は予定表に従い実施される。非常事態の場合を除き、延期は競技実施予定の 24 時間前までに、個人又はチーム主将に通達しなければならない。非常事態にあたり、チーム主将より、その競技の延期を申し入れられた場合、相手チームの了承を得てそれを認めることがある。この場合、両チーム主将とセクレタリーは、実施日を決め、セクレタリーの立会を必要とする。その競技は、1 週間以内に行うものとする。ただし、リーグ予定表の最終日以降はできない。延期の競技は、両者又は両チームの対抗で、そのリーグの他チームと同一状態、規定のもとに行われる。

【資料#2】

第 321 条 (チーム単独での投球)

対戦相手不在の場合、リーグ要項に特に定めない限り全勝とする。ただし、この場合でも出席したチームは単独で実際の競技が行われるとおりに、全ゲームの投球を行う。この場合、チームの全競技者は各フレームとも全員投球完了後、隣接のレーンに移り、次のフレームを投球する。

第 322 条 (欠席に対する処罰)

個人又はチームで、1 リーグ期間中に理由なくして、その期間の 1/3 以上欠席した場合は、状況により、リーグメンバーから除名することができる。このような個人又はチームについて、本協会会員からも除名処分を受けることがある。

第 323 条 (個人又はチームの脱退)

個人又はチームが正当な理由なく、リーグ脱退もしくは除名された場合、会費の返還、受賞、その他、リーグに対するすべての権利を失う。
また、本協会会員から除名処分を受けることがある。

第 324 条 (得点の確認)

個人戦の場合は個人が、チーム戦の場合はチーム主将が対戦相手のスコアカードへ確認の署名をする。この署名されたスコアカードは、リーグの公式記録となる。

第 325 条 (禁止事項)

個人又はチームが、相手チームと直接対抗することなく先投げ、後投げすることは禁止する。

第 4 章 選手権競技会規程

第 401 条 (選手権競技会の定義)

すべての選手権競技会は、公認競技会として競技規程、競技会規程のほか、この規程に従い実施し公表する。

選手権大会は、全国各地域及び各種目の選手権者を決定する競技会である。

第 402 条 (選手権名の使用)

選手権名の使用は、次のとおりとする。

- (1) 本協会主催又は共催のもの
- (2) 地区連合主催のもの
- (3) 加盟団体主催のもの
- (4) 加盟団体支部主催のもの
- (5) 各連合主催のもので本協会の承認を得たもの
- (6) 特定範囲のもので本協会の承認を得たもの

第 403 条 (選手権者の決定)

選手権競技会は 50 名以上の参加で、単一種目又は各種目を合わせて、最低 9 ゲーム以上で実施すること。

競技の各種目における選手権者及びその他の受賞者は総合得点によって決定する。ただし、大会要項に特にほかの決定方法を採用したときは、その規定による。また、選手権競技会は毎年同一の競技種目、同一の方法により実施する。

【資料#2】

第 404 条 (選手権競技会の公認申請期間)

選手権競技会の開催に承認を必要とするものについては、原則として 2 ヶ月前までに所属加盟団体を通じ、登録申請書に大会要項を添付して本協会の審査承認を受ける。

第 405 条 (競技者の交代)

あらかじめ登録された補欠選手は、シリーズごとに交代することができる。また、病気等の事故により補欠選手と交代する場合には、そのフレームから引き続き投球することができる。ただし、その個人記録については、第 5 フレーム以前の交代の場合は、交代者の記録とし、第 6 フレーム以降の場合は、前者の記録とする。この場合は、個人の褒賞対象にはならない。競技者の交代は、審判員に届出の上、許可を必要とする。

第 406 条 (遅刻)

競技者は、競技開始予定時間の 30 分前までに、あらかじめ定められた場所に集合し、受付を通過する。通過しない場合は、その種目は失格となる。

第 407 条 (ボウラーズエリア)

選手権競技会において競技者、観客に識別できるようボウラーズエリアを定めるものとする。

- 2 各団体において、ボウラーズエリアに入ることのできるのは監督又はコーチのいずれか 1 名とする。ただし、各選手権競技会において別の定めがある場合、この限りではない。
- 3 ボウラーズエリアに入ることのできる範囲は、自チームの競技しているボウラーズエリア内とする。

第 408 条 (投球順序の変更)

投球の順序は、スタートの合図をもって変更できない。もし、変更した場合、その種目は失格となる。

第 409 条 (レーンコンディショニング)

選手権競技会に使用するレーンコンディショニングは、次のとおり実施する。また、会場や状況に応じて主催者が決定し、実施する。

- (1) 全てのレーンは、毎日 1 回以上クリーニング (ストリッピング) を行うものとする。
- (2) オイルパターン
 - (イ) ショートオイルパターン
10.05 メートル (33 フィート) 以上 10.97 メートル (36 フィート) 以内
 - (ロ) ミディアムオイルパターン
11.27 メートル (37 フィート) 以上 12.49 メートル (41 フィート) 以内
 - (ハ) ロングオイルパターン
12.80 メートル (42 フィート) 以上 14.32 メートル (47 フィート) 以内
- (3) いずれのオイルパターンを採用するかについては、主催者が決定する。

第 410 条 (使用ボール)

選手権競技会に使用するボールは、次の各号に基づいて使用するものとする。

- (1) 選手権競技会に出場する者の使用ボールは、すべて国際ボウリング連盟公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで認証検査に合格したものであること。また、常に本協会規定の「ボール検査合格証」を携帯していなければならない。
- (2) 合格したボールでも、表面にテープ、ペンキ等で目印をしたり、明らかに故意に

【資料#2】

キズをつけた場合は、失格とする。

- (3) ボールの表面調整及び表面加工については、競技規程第 136 条を適用する。
- (4) 競技者は、大会に使用するすべてのボールを登録しなければならない。
- (5) 1991 年 1 月 1 日以降に製造されたボールのみ使用が認められる。
- (6) 上記のほか、競技規程第 135 条を適用する。

第 411 条 (ボールの再検査)

競技中参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。登録されていないボールを使用していた場合、大会の記録はすべて無効となる。

第 412 条 (審判の裁定)

次のような場合には、必ず審判の裁定を受ける事項とする。

- (1) フェール判定器の故障によって生じたとみられる場合。
- (2) ゲーム途中のリセットの場合、ただし、第 10 フレームの第 3 投球後を除く。
- (3) ピンの脱落やマシンタッチ及びアウトオブレンジの場合。

第 413 条 (記録、計算、転記ミス)

スコアについての責任はすべて競技者にあり、計算違い、記録カードへの転記の間違い、記録カードの計算違い、記録カードの確認サイン漏れ等は、すべて失格とする。

第 414 条 (同順位、同スコアの裁定)

選手権競技会において、同順位、同スコアが生じた場合は、競技規程第 133 条によるもののほか、次の各号により裁定する。

- (1) 選手権競技会においては、ハイゲーム、ハイシリーズ賞とも同点の場合は、該当者全員を表彰する。
- (2) チーム戦終了後、マスターズ戦出場者の上位 4 名の得点に同位が存在する場合は、9-10 フレームの決定戦を決着がつくまで行う。各チーム戦で上位入賞チームに同位が生じた場合、各チーム 1 名の競技者が、この決定戦を行う。どの競技者が先に投球するかは抽選で決定する。
- (3) マスターズ戦の準決勝及び決勝で同位が生じた場合、9-10 フレームで決着がつくまで行う。チーム戦の入賞チームに同位が生じた場合、各チーム 1 名の競技者が 9-10 フレームを決着がつくまで行う。どの競技者が先に投球するかは抽選で決定する。
- (4) オールイベントの後で、2 名以上の競技者に同スコアが生じた場合、オールイベントの最後の種目の最終ゲームの得点の高い方を上位とする。それでも同スコアの場合、最後から 2 番目の得点の高い方、その次は最後から 3 番目に得点の高い方を上位とする。
- (5) マスターズ戦において同スコアの場合は、以下のとおりとする。
 - (イ) 9-10 フレームの決定戦で決着がつくまで行う。
 - (ロ) 決定戦の投球は、その競技者双方が、そのゲームを終了したレーンで行うものとする。この場合進出スコア上位の競技者が投球順を選択する。さらに 2 回目の決定戦で競技者はレーンを変えて、投球順は逆とする。
- (6) 前各号のほか、特に大会要項であらかじめ規定することができる。

第 415 条 (褒 賞)

褒賞に関しては、すべて大会要項に定めるほか、本協会が別に定めた競技褒賞授与の細則による。

【資料#2】

第 416 条（裁定に対する異議）

選手権競技会における審判、記録、認証等の裁定に対し、異議ある場合、その団長又は責任者は大会運営委員会に申し出て、その裁定を受けることができる。運営委員会の裁定は、最終的なものとし、すべての競技者、役員はこれに従うものとする。なお、運営委員会の裁定が明らかに間違いである場合のみ競技規程第 126 条適用する。

第 417 条（施設条件についての抗議）

競技者はテレビ中継、その他照明、施設条件等について一切の異議の申し立てはできない。

第 418 条（競技者の服装）

選手権競技会に参加する競技者の服装は、**競技規程第 137 条及び本協会の服装規則を遵守すること。**

第 419 条（競技中の飲食、喫煙）

競技中の飲食、喫煙は一切禁止する。ただし、アルコールを含まない飲料をボウラースエリア以外の指定された場所で飲むことは許される。

また、競技者はボウラースエリアをみだりに離れてはならない。やむを得ず離れる場合は、必ず審判員に申し出て承認を得なければならない。

第 420 条（ドーピングの禁止）

競技者は、国際オリンピック委員会（IOC）の禁止した薬物を使用してはならない。

ドーピングの違反については、国際オリンピック委員会、国際ボウリング連盟の規定する罰則を準用し処分する。

アンチ・ドーピング規程については別に定める。

第 421 条（競技役員以外の立入禁止）

大会役員、監督、コーチを除き、競技者以外のボウラースエリア内への立ち入りを禁止する。

第 422 条（報告の義務）

加盟団体代表者は選手権競技会終了後、大会委員長及び記録担当責任者と連名で、次の各号を 2 週間以内に本協会に報告する。

- (1) 競技種目ごとの参加者数
- (2) 受賞者の氏名、所属団体名、順位、スコア
- (3) 参加者全員の個人記録報告書
- (4) その他必要事項

公益財団法人全日本ボウリング協会

服装規則の改定について

変更理由：服装規則上の男女区別をなくすことを目的に規則を改定することとした。

改 定	現 行
<p style="text-align: center;">公益財団法人全日本ボウリング協会 服装規則</p> <p>(中略)</p> <p>(競技者の服装)</p> <p>第2条 競技者の服装については、本協会競技 規程第137条を厳守し、特に規定されな い限り、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 上半身に着用する衣服（以下「ユ ニフォーム」という。）は、スポー ツに適したものとし、襟・袖のつ いたものとする。</p> <p>(2) チーム戦において、競技者は、チ ーム全員同一ユニフォームを着用す ること。ただし、男女混合のチーム 戦では、同一デザインで男女の色違 いは同一ユニフォームとみなす。な お、全日本学生ボウリング連合（以 下「学生連合」という。）会員は、別 表記載の一部大会において異なるユ ニフォームの着用を認める。</p> <p>(3) 下半身に着用する衣服は、スポー ツに適したものとし、スラックス、 スカートまたは運動用ショートパン ツとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(附 則)</p> <p style="text-align: center;">本規則は、2021年（令和3年）9月1日 より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">公益財団法人全日本ボウリング協会 服装規則</p> <p>(中略)</p> <p>(競技者の服装)</p> <p>第2条 競技者の服装については、本協会競技 規程第137条を厳守し、特に規定されな い限り、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 上半身に着用する衣服（以下「ユ ニフォーム」という。）は、スポー ツに適したものとし、襟・袖のつ いたものとする。</p> <p>(2) チーム戦において、競技者は、チ ーム全員同一ユニフォームを着用す ること。ただし、男女混合のチーム 戦では、同一デザインで男女の色違 いは同一ユニフォームとみなす。な お、全日本学生ボウリング連合（以 下「学生連合」という。）会員は、別 表記載の一部大会において異なるユ ニフォームの着用を認める。</p> <p>(3) 下半身に着用する衣服は、男子は スラックス、女子はスカート、スラ ックスまたは運動用ショートパンツ を着用すること。男女とも、下半身 に着用する衣服は、スポーツに適し たものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(附 則)</p> <p style="text-align: center;">本規則は、2021年（令和3年）7月1日 より施行する。</p>

公益財団法人 全日本ボウリング協会 服 装 規 則

(目 的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）の主催、公認、共催する競技会、選手権大会に参加する競技者の服装規則は、次のとおりとする。

(競技者の服装)

第2条 競技者の服装については、本協会競技規程第137条を厳守し、特に規定されない限り、次の各号のとおりとする。

- (1) 上半身に着用する衣服（以下「ユニフォーム」という。）は、スポーツに適したものとし、襟・袖のついたものとする。
- (2) チーム戦において、競技者は、チーム全員同一ユニフォームを着用すること。ただし、男女混合のチーム戦では、同一デザインで男女の色違いは同一ユニフォームとみなす。なお、全日本学生ボウリング連合（以下「学生連合」という。）会員は、別表記載の一部大会において異なるユニフォームの着用を認める。
- (3) 下半身に着用する衣服は、**スポーツに適したものとし、スラックス、スカートまたは運動用ショートパンツとする。**

(服装の種類及び表示義務)

第3条 競技者が着用するユニフォームの種類及び氏名等の表示は、次の各号のとおりとする。

- (1) 連盟（学生連合の場合、所属連合）制定のユニフォームは、所属連盟の都道府県名（学生連合の場合、所属連合名）、氏名を明記すること。
- (2) 前号以外のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、氏名を明記すること。
- (3) 本協会が認定する以下の指定ユニフォームは、氏名を明記すること。別表記載の大会（国民体育大会を除く）では、個人戦（選手権者決定戦、マスターズ戦を含む）のみ着用を認めることとし、着用期間等については強化委員会の定めるところによる。
 - イ 全日本ナショナルチームメンバー及び全日本ユースナショナルチームメンバー
 - ロ ジュニアジャパン強化選手
 - ハ シニアジャパンメンバー
- 2 本協会主催並びに共催の競技会でのユニフォームは、別表記載項目を遵守すること。
- 3 各連盟及び各地区連合の競技会でのユニフォームは、それぞれの規定に従い、必要項目を明示すること。
- 4 同条第1項、第2項、第3項に定める表示は、表示の位置、大きさ、字体を問わないが、一般的に識別可能な表示とすること。
- 5 本協会ワッペンは、ユニフォームの左胸につけること。
- 6 本協会会員と公益社団法人日本プロボウリング協会（以下「JPBA」という。）会員の両資格を有する競技者は、前項に定めるワッペンの正面向かって右側（横並び）にJPBAワッペンをつけること。

(デザイン・表示)

第4条 競技者が着用するユニフォームのデザイン・表示については、次の各号のとおりとする。

【資料#3】

- (1) 前条第6項に定めるワッペンをユニフォームに表示するとき、そのワッペンはユニフォームのデザインとみなさない。
- (2) 所属連盟（学生連合の場合、所属連合）または個人の契約に基づく商業上の識別表示（スポンサーや勤務先の名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示）をユニフォームに表示するとき、ワッペンによる貼付はユニフォームのデザインとみなさない。ただし、あらかじめユニフォームに表示（プリント、刺繍等）されたものはデザインとみなす。
- (3) 第3者の権利を侵害するデザインや表示、その他公序良俗に反するものは禁止とする。

（手続き）

第5条 ユニフォームを新たに作成し、競技会で着用するための手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号ユニフォームを作成するには、別に定める様式により、着用開始1ヶ月前までに本協会へ事前に登録申請を行うこと。
- (2) 第3条第1項第2号ユニフォームについては、連盟（学生連合の場合、所属連合）の定めるところによる。

（違反等）

第6条 本規則違反に対し本協会または所属連盟（学生連合の場合、所属連合）より是正の勧告がある場合、競技者は速やかにその指示に従うこと。

- 2 競技中、本規則違反に対し大会役員、競技役員より是正の勧告がある場合、競技者は速やかにその指示に従うこと。

（その他）

第7条 本規則に定める事項以外については、総務委員会及び競技委員会の協議において決定する。

（規則の改廃）

第8条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て改廃することができる。

（附 則）

本規則は、2021年（令和3年）9月1日より施行する。

公益財団法人全日本ボウリング協会
ボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格
第4章ボウリングボール

【改定理由】

- ・USBC 公認ボールリストに掲載されているボール及びJBC 公認ボールについて硬度検査を不要とするため

改 定	現 行
<p>第4章ボウリングボール</p> <p>(中略)</p> <p>第39条(硬度)</p> <p>(1) ボウリングボールの表面硬度は室温(20～25度)で72デュロメーターD以上であるとする。</p> <p>(2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。</p> <p>(3) USBC 公認ボールリスト(アプルーブリスト)に掲載されているボール及びJBC公認ボールは硬度検査を不要とし使用を認める。</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p>(1)この規格は、1974年(昭和49年)2月24日制定し、施行する。</p> <p>(2)この規格は、1980年(昭和55年)1月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(3)この規格は、1986年(昭和62年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(4)この規格は、1990年(平成2年)10月20日一部改正し、施行する。</p> <p>(5)この規格は、1996年(平成8年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(6)この規格は、2002年(平成14年)11月12日一部改正し、施行する。</p> <p>(7)この規格は、2006年(平成18年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(8)この規格は、2008年(平成20年)5月25日一部改正し、施行する。</p> <p>(9)この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(10)この規格は、2012年(平成24年)5月27日一部改正</p>	<p>第4章ボウリングボール</p> <p>(中略)</p> <p>第39条(硬度)</p> <p>(1) ボウリングボールの表面硬度は室温(20～25度)で72デュロメーターD以上であるとする。</p> <p>(2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p>(1)この規格は、1974年(昭和49年)2月24日制定し、施行する。</p> <p>(2)この規格は、1980年(昭和55年)1月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(3)この規格は、1986年(昭和62年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(4)この規格は、1990年(平成2年)10月20日一部改正し、施行する。</p> <p>(5)この規格は、1996年(平成8年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(6)この規格は、2002年(平成14年)11月12日一部改正し、施行する。</p> <p>(7)この規格は、2006年(平成18年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(8)この規格は、2008年(平成20年)5月25日一部改正し、施行する。</p> <p>(9)この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(10)この規格は、2012年(平成24年)5月27日一部改正</p>

【資料#4】

<p>し、施行する。</p> <p>(11)この規格は、2015年(平成27年)4月1日より、施行する。</p> <p>(12)この規格は、2018年(平成30年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(13)この規格は、2018年(平成30年)8月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(14)この規格は、2020年(令和2年)8月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(15)この規格は、2021年(令和3年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(16)この規格は、2021年(令和3年)6月10日一部改正し、施行する。</p> <p>(17)この規格は、2021年(令和3年)9月1日一部改正し、施行する。</p>	<p>し、施行する。</p> <p>(11)この規格は、2015年(平成27年)4月1日より、施行する。</p> <p>(12)この規格は、2018年(平成30年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(13)この規格は、2018年(平成30年)8月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(14)この規格は、2020年(令和2年)8月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(15)この規格は、2021年(令和3年)4月1日一部改正し、施行する。</p> <p>(16)この規格は、2021年(令和3年)6月10日一部改正し、施行する。</p>
---	---

第4章 ボウリングボール

第32条 (素 材)

- (1) ボールは固体（液体ではない）の材料でできており、内部に空洞や隙間のない非金属製の構造物で出来ているものとする。装飾のための細かい反射粒子や薄片は使用することができる。ただし、これらの粒子や薄片は製造時にボールに混入され、厚さ 1/4 インチ（6.4 ミリメートル）以下の透明な殻（シェル）の下に均一なパターンで分布させる場合に限る。この物質はボールのバランスにいかなる影響も与えないよう分布しているものとし、このような物質の総量はボール 1 個あたり 1/2 オンス（14 グラム）を超えないものとする。
- (2) 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。
- (3) ボールの外表面にはいかなる異物も付けてはならない。

第33条 (重量とサイズ)

- (1) ボールの重量は 16.00 ポンド（7.25 キログラム）以下であるとする。重量の最小値はない。
- (2) ボールの円周は 27.002 インチ（68.58 センチメートル）以下、26.704 インチ（67.83 センチメートル）以上であるとする。直径は 8.595 インチ（21.83 センチメートル）以下、8.500 インチ（21.59 センチメートル）以上であるとする。

第34条 (バランス)

公認競技大会で使用されるボウリングボールのバランスは以下の許容が認められる。

- (1) 10 ポンド（4.53 キログラム）を超える重量
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3 オンス（85 グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3 オンス（85 グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも 3 オンス（85 グラム）以上の差があってはならない。
- (2) 10 ポンドから 8 ポンド（4.53 キログラムから 3.62 キログラム）
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 2 オンス（57 グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
 - (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
 - (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
- (3) 8 ポンド（3.62 キログラム）より軽いボール

【資料#4】

- (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
- (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、上下・左右・前後の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
- (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
- (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。

第 35 条（ドリリング規格）

以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

- (1) 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー 1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限る。各指穴が同時にグリップングのために使用できること、投球中にグリップングのために使用していないホールがあってはならない。
- (2) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径 1/4 インチ（6.4 ミリメートル）を超えないものとする。
- (3) 検査のための穴を 1 つ開けることが許され、直径 5/8 インチ（15.9 ミリメートル）、深さ 1/8 インチ（3.2 ミリメートル）を超えないものとする。

第 36 条（表面）

- (1) ボールの表面には特定のパターンの窪みや溝は一切あってはならない。ただし、ボールのグリップのために使用するホールや窪み、識別用の文字や数字、摩耗が原因の偶然の欠損や傷は除く。
- (2) 刻み込まれた絵は特定のパターンの溝とみなさない。
- (3) ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。
- (4) 親指穴（サムホール）が無いボールについての手のひらを置く方向を示す(+)マークは表面の窪みや溝、傷とみなさい。+マークについては以下の条件で付けるようにする。
 - a) 中心点より直下（2 インチ（5.08 センチメートル）ぐらいの場所）で手のひら中心付近につけること
 - b) サイズは 0.3937 インチ（1 センチメートル）以上 0.7874 インチ（2 センチメートル）程度、深さについては特に定めないが、ローリングトラックにかかる場合はレーンに傷がつかない深さとする
 - c) マークを付ける道具については特に定めないこととする

第 37 条（器具）

ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの大きさを変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中に固定され、その器具を壊さなければボールから取り外せないものであるとする。

取り外せる器具は以下の条件のもとに使用が許される。

【資料#4】

- a) 器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること
- b) 非金属性の材料でできていること
- c) 投球中固定されていること
- d) いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない
- e) 器具の下に隙間ができないこと
- f) 密度は1立方センチメートルあたり1.5グラム以下であること

第38条（補助用具）

ボウリングボールは完全に手によって投球されるものとし、投球時に分離や、投球中ボール内で可動する器具は内部に組み込んだり表面に付着してはならない。ただし、手や手の主要な部分を失った競技者は投球する補助となる特別な装置を手の代わりに使用できる。

第39条（硬 度）

- (1) ボウリングボールの表面硬度は室温（20～25度）で72デュロメーターD以上であるとする。
- (2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。
- (3) USBC公認ボールリスト（アプループリスト）に掲載されているボール及びJBC公認ボールは硬度検査を不要とし使用を認める。

第40条（クリーニング）

クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えず、投球前にボールから拭き取るという条件で使用できる。

これらの条件のいずれかを満たさないボールクリーナーは、公認競技大会で使用することはできない。

第41条（プラグ・デザイン・ロゴ・マーク）

- (1) ボールを再ドリルするために、プラグを注入することができる。
- (2) 目印・情報・識別のためのデザインをボールに埋め込むことができる。ただし、そのようなデザインはボールの外表面と凹凸を作ってはならない。サイズに関しての規制はないが、彫った状態のままは禁止する。
- (3) どの場合も、内部に隙間があってはならない。（ソリッドをプラグの代わり使用してはならない）
- (4) プラグとデザインはボールが製造されたもとの材料とまったく同じではないまでも類似の材料でできているものとする。また、その他ボウリングボールのすべての規格に適合していなければならない。密度は1立方センチメートルあたり1.5グラム以下である。
- (5) ボウリングボールは常に識別用の製品名及び製造業者名とボールのシリアルナンバーをはっきり見えるように付けておくものとする。

第42条（トーナメント会場で計測されなければならない規格（当日検量））

- (1) 16ポンド（7.25キログラム）を超えないものとする。
- (2) グリップのためのホールや窪みは5つまでとする。
- (3) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許される、直径1/4インチ（6.4ミリメートル）を超えないものとする。

【資料# 4】

- (4) 検査のための穴を1つ開けることが許される、直径5/8インチ(15.9ミリメートル)、深さ1/8インチ(3.2ミリメートル)を超えないものとする。
- (5) バランスは第34条のとおりとする。
- (6) 硬度は第39条のとおりとする。
- (7)

第43条(規格の改廃)

本規格は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

- (1) この規格は、1974年(昭和49年)2月24日制定し、施行する。
- (2) この規格は、1980年(昭和55年)1月1日一部改正し、施行する。
- (3) この規格は、1986年(昭和62年)4月1日一部改正し、施行する。
- (4) この規格は、1990年(平成2年)10月20日一部改正し、施行する。
- (5) この規格は、1996年(平成8年)4月1日一部改正し、施行する。
- (6) この規格は、2002年(平成14年)11月12日一部改正し、施行する。
- (7) この規格は、2006年(平成18年)4月1日一部改正し、施行する。
- (8) この規格は、2008年(平成20年)5月25日一部改正し、施行する。
- (9) この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日一部改正し、施行する。
- (10) この規格は、2012年(平成24年)5月27日一部改正し、施行する。
- (11) この規格は、2015年(平成27年)4月1日より、施行する。
- (12) この規格は、2018年(平成30年)4月1日一部改正し、施行する。
- (13) この規格は、2018年(平成30年)8月1日一部改正し、施行する。
- (14) この規格は、2020年(令和2年)8月1日一部改正し、施行する。
- (15) この規格は、2021年(令和3年)4月1日一部改正し、施行する。
- (16) この規格は、2021年(令和3年)6月10日一部改正し、施行する。
- (17) この規格は、2021年(令和3年)9月1日一部改正し、施行する。

公益財団法人全日本ボウリング協会

公認審判員規程

【改定理由】

- ・スポーツ団体ガバナンスコードにて求められる「審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること」に準拠するため

改 定	現 行
<p data-bbox="231 573 663 647">公益財団法人全日本ボウリング協会 公認審判員規程</p> <p data-bbox="137 701 212 734">(中略)</p> <p data-bbox="137 788 292 822">(終身審判員)</p> <p data-bbox="121 831 775 947">第 13 条 公認審判員として永年尽力し、その功労顕著な者で、現役から退いたときは、終身審判員の称号を贈ることができる。</p> <p data-bbox="137 958 240 992">(選 考)</p> <p data-bbox="121 1003 775 1120">第 14 条 各大会における公認審判員は、主催、主管する本協会又は加盟団体において、公平かつ合理的に選考するものとする。</p> <p data-bbox="137 1131 292 1164">(規程の改廃)</p> <p data-bbox="121 1176 775 1249">第 15 条 本規程は、本協会理事会の決議を経て改廃することができる。</p> <p data-bbox="121 1303 201 1337">附 則</p> <p data-bbox="177 1348 775 2060"> (1) 本規程は、1973年(昭和48年)12月14日より施行する。 (2) 本規程は、1987年(昭和62年)8月10日より施行する。 (3) 本規程は、1993年(平成5年)9月5日より施行する。 (4) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。 (5) 本規程は、2014年(平成26年)6月1日より施行する。 (6) 本規程は、2016年(平成28年)6月1日より施行する。 (7) 本規程は、2017年(平成29年)4月1日より施行する。 (8) 本規程は、2021年(令和3年)9月1日より施行する。 </p>	<p data-bbox="916 573 1348 647">公益財団法人全日本ボウリング協会 公認審判員規程</p> <p data-bbox="820 701 895 734">(中略)</p> <p data-bbox="820 788 975 822">(終身審判員)</p> <p data-bbox="804 831 1460 947">第 13 条 公認審判員として永年尽力し、その功労顕著な者で、現役から退いたときは、終身審判員の称号を贈ることができる。</p> <p data-bbox="820 1131 975 1164">(規程の改廃)</p> <p data-bbox="804 1176 1460 1249">第 14 条 本規程は、本協会理事会の決議を経て改廃することができる。</p> <p data-bbox="804 1303 884 1337">附 則</p> <p data-bbox="860 1348 1460 1975"> (1) 本規程は、1973年(昭和48年)12月14日より施行する。 (2) 本規程は、1987年(昭和62年)8月10日より施行する。 (3) 本規程は、1993年(平成5年)9月5日より施行する。 (4) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。 (5) 本規程は、2014年(平成26年)6月1日より施行する。 (6) 本規程は、2016年(平成28年)6月1日より施行する。 (7) 本規程は、2017年(平成29年)4月1日より施行する。 </p>

公益財団法人 全日本ボウリング協会

公認審判員規程

(目的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、本協会又は加盟団体（競技連合、地区連合、支部等を含む）が主催又は主管する公認の大会の運営並びに審判の権威と公正を期するため、本規程の定めるところにより公認審判員制度を設ける。

(種別)

第2条 公認審判員は、第1種、第2種及び第3種とする。

- 2 第1種公認審判員は、全国大会の審判をすることができる。
- 3 第2種公認審判員は、地区大会の審判をすることができる。
- 4 第3種公認審判員は、加盟団体大会の審判をすることができる。また、上部大会の審判員を務める場合は、任命を受け補助審判員となることができる。

(資格)

第3条 第1種公認審判員は、練達可能な技術と識見を持った者で、理事会の承認を経て、本協会会長よりその資格を付与する。

- 2 第2種公認審判員は、熟達した技術と見識を持った者で、理事会の承認を経て、本協会会長よりその資格を付与する。
- 3 第3種公認審判員は、指導委員会の決定により、その資格を付与する。

(指導委員会)

第4条 公認審判員の認定に関する事項を処理するため、指導委員会の中に指導者・審判員養成部会を設ける。委員は、本協会会長が理事及び学識経験者、その他会長が必要と認めた者の中から、委嘱する若干名をもって構成する。

(公認審判員の認定)

第5条 公認審判員の認定は、指導委員会が期日、場所、その他の細目を定めて開催する昇格講習会・認定会を経て第3条に定めるとおり行う。

- 2 昇格講習会及び認定会における認定は、競技規則、その他必要な事項について筆答及び必要に応じて審判の実技テストを行い、その成績と昇格講習会・認定会における参加者の受講姿勢とを総合的に判断して、その適否を決定する。

(昇格講習会・認定会参加資格)

第6条 第1種公認審判員昇格講習会への参加は、第2種公認審判員の資格を取得して2年を経過し、かつ所属団体代表の推薦を得た者とする。

- 2 第2種公認審判員昇格講習会への参加は、第3種公認審判員の資格を取得して1年を経過し、かつ所属団体代表の推薦を得た者とする。
- 3 第3種公認審判員認定会への参加は、所属団体代表の推薦を得た満18歳以上の者とする。

(昇格講習会・認定会参加手続き)

第7条 参加資格に定める資格を有する者が、当該昇格講習会・認定会に参加しようとするときは、その所属団体代表が氏名、会員番号、生年月日、住所、職業、審判経歴及び公認審判員の資格の有無(取得年月日)を記載した書面をもって申し込みを行う。

- 2 所属団体代表は、前項の申し込みを受けた者について、その参加資格を審査し、適当と認められた者に対しては、申込書に必要事項を記載し、昇格講習会・認定会参加申込書名簿を添えて指導者・審判員養成委員会に推薦書を提出するものとする。

(認定証の交付)

第 8 条 公認審判員昇格講習会・認定会に参加し、資格を付与された者に対し、公認審判員証と腕章を交付する。

(登 録)

第 9 条 公認審判員証を交付された者は、所属団体の代表を通じ、すみやかに公認審判員として登録しなければならない。

公認審判員証の交付を受けた後、1 年以内に登録しない者及び会員登録をしなかった者は、その資格を失う。

- 2 公認審判員は、4 年ごとに更新手続きを行うものとする。更新手続きを行わない場合は、その資格を失う。
- 3 公認審判員の登録を完了した者には、本協会より所属団体代表を通じて審判員任命証を交付する。任命証は常に携帯しなければならない。
- 4 公認審判員は、腕章をつけなければすべての公認競技の審判員として認められない。

(登録料)

第 10 条 公認審判員に認定された者は、4 年ごとの 4 月 30 日までに登録申請書に 4 年間の登録料 4,000 円(1 年/1,000 円)を添えて加盟団体を通じて本協会に納入する。

(移 籍)

第 11 条 公認審判員が所属する団体を移動したときは、本協会にその旨を届出なければならない。

(喪 失)

第 12 条 公認審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 公認審判員証の交付を受けてから、1 年以内に登録しなかったとき。
- (2) 登録更新の年度において登録をしなかったとき。
- (3) 登録会員でなくなったとき。
- (4) 大会の審判委嘱を受けたにもかかわらず特別な事由なく、その任に当たらなかったとき。
- (5) 所属団体を離れ、第 9 条の届出をしなかったとき。
- (6) 公認審判員として、任務遂行上不適格と認められたとき。

(終身審判員)

第 13 条 公認審判員として永年尽力し、その功労顕著な者で、現役から退いたときは、終身審判員の称号を贈ることができる。

(選 考)

第 14 条 各大会における公認審判員は、主催、主管する本協会又は加盟団体において、公平かつ合理的に選考するものとする。

(規程の改廃)

第 15 条 本規程は、本協会理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

- (1) 本規程は、1973年(昭和48年)12月14日より施行する。
- (2) 本規程は、1987年(昭和62年)8月10日より施行する。
- (3) 本規程は、1993年(平成5年)9月5日より施行する。
- (4) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (5) 本規程は、2014年(平成26年)6月1日より施行する。
- (6) 本規程は、2016年(平成28年)6月1日より施行する。
- (7) 本規程は、2017年(平成29年)4月1日より施行する。
- (8) 本規程は、2021年(令和3年)9月1日より施行する。